

諸 般 の 報 告

第2回中間市議会定例会

令和元年6月18日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、平成31年2月20日、21日、26日、27日、3月5日、8日、14日、19日、26日、27日、29日、4月12日、18日、23日、令和元年5月7日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 一般会計及び特別会計 | 平成30年度10月分～1月分 |
| (2) 水道事業会計 | 平成30年度10月分～2月分 |
| (3) 病院事業会計 | 平成30年度7月分～1月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、平成31年2月20日、3月7日、4月3日、18日、令和元年5月7日、31日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 消 防 本 部 | 平成28年度
平成29年度 |
| (2) 財 政 課 | 平成28年度
平成29年度 |
| (3) 福 祉 支 援 課 | 平成28年度
平成29年度 |
| (4) 市 民 課 | 平成28年度
平成29年度 |
| (5) 会 計 課 | 平成28年度
平成29年度 |
| (6) 小 学 校 3 校 | 平成30年度 |

3. 地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体監査報告書を、平成31年3月19日付で監査委員から下記のとおり受領した。

記

- (1) 公益社団法人中間市シルバー人材センター 平成28年度
平成29年度

4. 地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度中間市一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成30年度中間市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を5月31日付で市長から受領した。
5. 地方自治法第145条第1項の規定により、平成30年度中間市一般会計継続費繰越計算書を5月31日付で市長から受領した。
6. 地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告書を、令和元年5月31日付で市長から下記のとおり受領した。

記

- (1) 損害賠償の額を定め、和解することについて

- ・相手方 水巻町在住 女性 51歳
- ・事故の概要 事故発生日時 平成31年2月27日(水) 午後1時00分頃
事故の発生場所 中間市大字中間10018番地内
中間市役所前遠賀川河川敷駐車場
- 事故の状況 市職員がマイクロバスによる小学校児童の送迎業務を遂行するに当たって、事故発生場所内の駐車区画に駐車するため当該車両を後退させたところ、停車中の相手方車両と衝突した。これにより、相手方車両については後方部のバンパーが破損し、また、マイクロバスについては後方部が損傷した。
- ・損害賠償の額 64,000円

(意見書の提出)

平成31年3月20日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対してそれぞれ送付した。

記

- (1) 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書
- (2) 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書
- (3) 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書

議事日程 (第1号)

令和元年6月18日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意案第1号 教育委員会委員の任命について
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和元年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第1号))
- 日程第 4 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和元年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算 (第1号))
(日程第3～日程第4 提案理由説明)
- 日程第 5 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(中間市市税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 6 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(中間市都市計画税条例の一部を改正する条例)
(日程第5～日程第6 提案理由説明)
- 日程第 7 第24号議案 令和元年度中間市一般会計補正予算 (第1号)
(日程第7 提案理由説明)
- 日程第 8 第25号議案 中間市市税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第26号議案 中間市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例
- 日程第10 第27号議案 中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第11 第28号議案 中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第29号議案 中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第30号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第31号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第32号議案 中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(日程第8～日程第15 提案理由説明)

日程第16 第33号議案 消防ポンプ自動車の購入について

(日程第16 提案理由説明)

日程第17 第34号議案 中間市道路線の認定について

(日程第17 提案理由説明)

日程第18 第35号議案 和解することについて

日程第19 第36号議案 和解することについて

(日程第18～日程第19 提案理由説明)

日程第20 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1番 植本 種實君	2番 小林 信一君
3番 堀田 克也君	4番 柴田 芳信君
5番 田口 澄雄君	6番 田中多輝子君
7番 掛田るみ子君	8番 草場 満彦君
9番 中尾 淳子君	10番 山本 慎悟君
11番 安田 明美君	12番 梅澤 恭徳君
13番 柴田 広辞君	14番 中野 勝寛君
15番 井上 太一君	16番 下川 俊秀君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 福田 浩君	副市長 …………… 白尾 啓介君
教育長 …………… 片平 慎一君	総務部長 …………… 園田 孝君
市長公室長 …………… 田中 英敏君	市民部長 …………… 安徳 保君
保健福祉部長 …… 船津喜久男君	建設産業部長 …… 藤田 宜久君
教育部長 …………… 佐伯 道雄君	
環境上下水道部長 …………… 井上 一君	
市立病院事務長 … 貞末 孝光君	消防長 …………… 三船 時彦君

企画政策課長	……	濱田 学君	総務課長	……	後藤 謙治君
財政課長	……	蔵元 洋一君	課税課長	……	芳賀麻里子君
安全安心まちづくり課長	……				石井 浩司君
人権男女共同参画課長	……				大庭 省二君
健康増進課長	……	岩河内弘子君	こども未来課長	…	平川 佳子君
介護保険課長	……	冷牟田 均君	上水道課長	……	田中 秀一君
都市計画課長	……	白石 和也君	消防総務課長	……	伊藤 裕之君
消防予防課長	……	林 誠志君			

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書 記	谷山 隆二君
書 記	志垣 憲一君	書 記	石田 花野君

午前10時01分開会

○議長（下川 俊秀君）

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

これより令和元年第2回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付しております。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から6月28日までの11日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は11日間と決しました。

日程第2. 同意案第1号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第2、同意案第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

皆さん、おはようございます。

それでは提案理由を述べさせていただきます。

同意案第1号教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の教育委員会委員であります齊田彰道氏の任期が今月16日に満了しましたことから、後任の委員といたしまして、教育に関し高い識見を有しておられます太田かおり氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより同意案第1号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(下川 俊秀君)

ただいまの出席議員は15人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(下川 俊秀君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(下川 俊秀君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票用紙に賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....
1 番 植本 種實議員

2 番 小林 信一議員

3番	堀田 克也議員	4番	柴田 芳信議員
5番	田口 澄雄議員	6番	田中多輝子議員
7番	掛田るみ子議員	8番	草場 満彦議員
9番	中尾 淳子議員	10番	山本 慎悟議員
11番	安田 明美議員	12番	梅澤 恭徳議員
13番	柴田 広辞議員	14番	中野 勝寛議員
15番	井上 太一議員		

○議長（下川 俊秀君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（下川 俊秀君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田口澄雄君及び掛田るみ子さんを指名いたします。よって、両君の立ち合いをお願いします。

（開票）

○議長（下川 俊秀君）

投票の結果を報告いたします。投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成15票。

以上のおり全員賛成であります。よって、同意案第1号については、これに同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時09分休憩

午前10時11分再開

○議長（下川 俊秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3. 承認第1号

日程第4. 承認第2号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第3、承認第1号及び日程第4、承認第2号の専決処分2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第1号令和元年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）につきましては、本年5月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

平成30年度の間接市特別会計国民健康保険事業の決算を調製いたしましたところ、歳入総額にあつては50億5,280万円、また、歳出総額にあつては60億220万円となり、差し引き9億4,940万円の不足が生じました。

これを補填するため、令和元年度補正予算として、歳出につきましては、9款の前年度繰上充用金に、また、歳入につきましては、8款の諸収入にそれぞれ9億4,943万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9,909万1,000円といたしました。

なお、平成30年度単年度決算につきましては、6,440万円の黒字決算となっております。この要因といたしましては、療養費に充当する普通交付金の概算交付額が過大交付となったことなどによるものであり、この過大交付分は、令和元年度に精算予定であることから、国保財政の根本的な改善には至っておりません。

また、国民健康保険税につきましては、被保険者数の減少等により、前年度より4,160万円の減額となっております。

収納率に関しましては、現年分、滞納分ともに上昇し、前年度から1.11ポイントの上昇となる82.95%となっております。

昨年度から都道府県単位で国民健康保険財政を運営しておりますが、今後も国民健康保険税の徴収強化及び保健事業の充実に積極的に取り組み、市民の健康増進を推進することにより、医療費の適正化に努め、福岡県と連携し国民健康保険財政の健全化を図ってまいり所存でございます。

次に、承認第2号令和元年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）につきましては、本年5月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

平成30年度の間接市住宅新築資金等特別会計の決算を調製いたしましたところ、歳入総額にあつては750万円、また、歳出総額にあつては3億4,490万円となり、差し引き3億3,740万円の不足が生じました。

これを補填するため、歳出につきましては、2款前年度繰上充用金に、また、歳入につきましては、2款諸収入にそれぞれ3億3,741万6,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億3,901万6,000円といたしました。

なお、単年度収支におきましては、640万円の黒字決算となっております。

また、債権の回収及び債権放棄による債務残高の減少に伴い、平成22年度決算額6億1,445万円に対しまして、平成30年度決算額は3億4,493万円となっております。今後におきましても、未収債権回収に鋭意取り組んでまいります。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております専決処分2件に対する質疑は、6月20日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第5. 承認第3号

日程第6. 承認第4号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第5、承認第3号及び日程第6、承認第4号の専決処分2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第3号及び承認第4号につきましては、関連がございますので併せて報告申し上げます。

初めに、承認第3号の中間市市税条例等の改正について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国における平成31年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律その他複数の法律が本年3月29日に公布されたことに伴い、中間市市税条例等を改正する必要性が生じましたが、これらの法律の施行日が、原則として本年4月1日でありましたことから、税制の一体的な執行のため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分といたしましたので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求めるものでございます。

条例改正の主な内容につきましては、まず、法人市民税に関する部分におきましては、地方法人課税における新たな偏在是正措置として、都市と地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」において、特別法人事業税が創設されることに併せ、法人事業税の税率を引き下げるものでございます。

次に、消費税率の10%への引き上げに併せ、本年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車から小型自動車を中心に、全ての税率区分において自動車税の税率を恒久的に引き下げることにより、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車ですとか、先進安全技術搭載車の普及等を図るものでございます。

なお、恒久減税による地方税の減収につきましては、グリーン化特例及びエコカー減税等の見直しにより、これに見合った地方税財源を確保することといたしております。

次に、個人住民税に関する部分におきましては、消費税率の引き上げに伴う需要変動の平準化対策として、所得税の住宅ローン控除期間を3年延長するものでございます。

また、ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、一定基準の中で地方公共団体が創意工夫することにより、全国各地の地域活性化につなげるため、ふるさと納税制度の見直しを行うものでございます。

また、個人住民税の非課税措置として、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養当対象者で、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対して、個人住民税の非課税措置を講じるものでございます。

次に、固定資産税に関する部分におきましては、税負担の軽減措置として、熊本地震による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用期間を2年延長するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、法律の改正に合わせ、平成31年4月1日、その他地方税法等の改正に合わせた個別の施行日といたしております。

次に、承認第4号の中間市都市計画税条例の改正についてでございますが、今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月29日に公布されたことに伴い、中間市都市計画税条例を改正する必要性が生じましたが、同法の改正においては、施行日が本年4月1日でありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分といたしましたので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求めるものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、法律改正に伴い、条例で引用しております地方税法の項にずれが生じたことから、これを改めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、法律の改正に合わせ、平成31年4月1日から施行することといたしております。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております専決処分2件に対する質疑は、6月20日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第7. 第24号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第7、第24号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第24号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の歳出の主なものとしたしましては、まず、民生費におきまして、プレミアム付商品券事業に要する経費として6,190万円を計上し、低所得者及び子育て世帯への消費税増税の影響緩和を図ってまいります。

また、幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子どもたちを対象とした利用料の無償化に対応するための保育所システム改修委託料を1,140万円計上し、幼児教育の負担軽減を図ってまいります。

次に、商工費におきまして、地域振興券の販売に対する補助を行うための地域経済活性化対策補助金を520万円計上し、地域経済の活性化を推進してまいります。

こうした経費の財源となります歳入につきましては、国庫支出金におきましてプレミアム付商品券事業に対する補助金を6,190万円、県支出金におきまして幼児教育無償化事業費県補助金を1,140万円計上いたしております。

また、基金繰入金として、地域振興整備基金繰入金を520万円計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ7,871万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ187億3,551万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第24号議案に対する質疑は、6月20日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 8. 第25号議案

日程第 9. 第26号議案

日程第10. 第27号議案

日程第11. 第28号議案

日程第12. 第29号議案

日程第13. 第30号議案

日程第14. 第31号議案

日程第15. 第32号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第8、第25号議案から日程第15、第32号議案までの条例改正8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第25号議案中間市市税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、法人市民税の法人税割額の税率を見直すものでございます。

法人税割額の税率につきましては、平成29年4月1日に予定されておりました消費税率の引き上げに伴い、本条例について、同日から100分の11.9を100分の8.2に変更する内容を含む一部改正を平成28年3月31日付専決処分により行い、同年6月議会において報告し、承認をいただいております。

その後、国において消費税率の引き上げが平成29年4月1日から本年10月1日に延期されましたことから、本条例におきましても、平成29年3月議会で議決をいただいて所要の改正を行い、法人税割額の税率の変更を同日まで延期いたしておりますところ、昨今の本市の厳しい財政状況に鑑み、同日以降の当該税率を見直すものでございます。

具体的には、本年10月1日以降の法人税割額の税率につきましては、100分の8.2から、国の制限税率内で0.2%引き上げ、100分の8.4といたしております。

なお、条例の施行日につきましては、本年10月1日に消費税率の引き上げが予定され、同時に地域間の税源の偏在是正を図るための法人市民税の税率変更も予定されておりますことから、これらについても複数の期日を設けることによる混乱を避けるため、令和元年10月1日から施行することといたしております。

次に、第26号議案中間市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成28年11月18日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が成立し、消費税率の10%への引き上げ及び軽減税率制度の実施時期が本年10月1日とされたことに伴うものでございます。

条例の内容といたしましては、本市の複数の条例において規定する使用料の額、乗率等につきましては、100分の108を100分の110に改めるなど、法の規定する消費税率に相当する乗率及び消費税相当額を加算した額に改めるものでございます。

また、用字用語の見直し等も併せて行っております。

なお、条例の施行日につきましては、法の施行日に合わせて令和元年10月1日とし、一部、水道料及び下水道使用料等におきましては、それぞれの額の確定時期等に応じ、必要な経過措置を設けることといたしております。

次に、第27号議案中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」が改正され、本年4月1日から施行されたことに伴うものでございます。

条例の改正内容といたしましては、まず、政令におきまして、災害援護資金の貸し付けに当たって保証人を立てる義務について、これを定める条項が廃止され、市町村の判断によるものとされましたことから、条例における保証人に関する規定を見直し、資金を借り受ける者の任意とするものでございます。

また、同資金の償還方法について、現行の年賦償還及び半年賦償還に、月賦償還を加える改正が行われましたことから、条例におきましても同様の改正を行うものでございます。

次に、法におきまして、同資金の貸付利率について、年3%以内で条例で定める率とする改正が行われましたことから、現在、条例において年3%としている貸付利率につきまして、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は一定の据置期間経過後に年1%とするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日とし、本年4月1日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用することといたしております。

次に、第28号議案中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、厚生労働省令であります「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正され、本年4月1日に施行されたことに伴うものでございます。

条例の改正内容について、ご説明申し上げます。

まず、家庭的保育事業者等につきまして、利用乳幼児に対する保育の適正かつ確実な提供及び同事業者等による保育の提供が終了した満3歳以上の児童に対する必要な教育または保育の継続的な提供のため、来年3月31日までの猶予期間を設けた上で、連携施設の適切な確保を義務づけておりますところ、当該猶予をさらに5年延長するものでございます。

また、当該連携施設の要件のうち、卒園後の受け皿の提供に係るものにつきまして、その確保が著しく困難である場合には、卒園後の連携協力を行う者を適切に確保することで、卒園後の受け皿となる連携施設の確保を不要とするものでございます。

次に、保育所型事業所内保育事業所のうち満3歳以上の児童を受け入れているものにつきまして、市長が認める場合に、卒園後の受け皿となる連携施設の確保を不要とするものでございます。

次に、家庭的保育事業の認可を得た施設等における利用乳幼児への食事の提供について、自園調理への移行を努力義務とした上で、当初の条例の施行日から起算して10年の猶予期間を設けるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第29号議案中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、国における制度の見直しにより、本年4月1日から、都道府県に加え指定都市も放課後児童支援員の認定研修を実施できるようになったことを踏まえ、厚生労働省令であります「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部が改正され、同日から施行されたことに伴うものでございます。

条例の改正内容といたしましては、同省令におきまして、放課後児童健全育成事業所に配置する放課後児童支援員の認定研修の実施機関に指定都市の長を加える改正が行われましたことから、条例におきましても、同様の改正を行うものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

第30号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」が本年4月1日に施行され、負担軽減措置に係る内容が見直されたことに伴うものでございます。

介護保険料につきましては、平成27年度から、消費税による公費を投入して低所得者の介護保険料の軽減を行う負担軽減措置の仕組みが設けられております。

本市におきましては、第1号被保険者のうち第1段階の該当者に対し、保険料基準額に乗じる割合から0.05を減じた保険料率を適用し、介護保険料額を引き下げておりますところ、本年10月に消費税率の10%への引き上げが予定されておりますことから、さらに軽減の強化を行うものでございます。

具体的な内容について、ご説明申し上げます。

まず、第1段階につきましては、保険料率を0.45からさらに0.075を減じた0.375とし、年額で3万2,059円から2万6,716円に引き下げるものでございます。

また、市町村民税非課税世帯である第2段階及び第3段階につきましても、負担軽減措置の対象とし、第2段階にあつては保険料率を0.7から0.1を減じた0.6とし、年額で4万9,870円から4万2,746円に引き下げ、第3段階にあつては保険料率を0.75から0.025を減じた0.725とし、年額で5万3,433円から5万1,651円に引き下げるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日とし、今年度分の介護保険料から適用することといたしております。

次に、第31号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、総務省令であります「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」、これが本年2月28日に施行されたことに伴うものでございます。

条例の改正内容につきましては、まず、同総務省令におきまして、スプリンクラー設備の規格につきまして、自治省令であります「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」の表現に合わせる旨の改正が行われましたことから、同様の表現に合わせるものでございます。

また、同総務省令におきまして、住宅用防災警報器の設置につきまして、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで免除が可能である旨の規定が追加されましたことから、条例におきましても、これを追加するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和元年7月1日といたしております。

次に、第32号議案中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、水道法の一部が改正され、本年10月1日から指定給水装置工事事業者の指定について、5年ごとの更新制が導入されることに伴うものでございます。

主な改正内容といたしましては、指定給水装置工事事業者の更新制導入に当たり、更新手数料を新設するものでございます。

具体的には、更新手数料を8,000円とし、5年ごとの更新の際に徴収することといたしております。

また、用字用語の見直しも併せて行っております。

なお、条例の施行日につきましては、法の施行日に合わせ、令和元年10月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております条例改正8件に対する質疑は、6月20日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第16. 第33号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第16、第33号議案消防ポンプ自動車の購入についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第33号議案消防ポンプ自動車の購入について、提案理由を申し上げます。

現在、消防本部に配備しております消防ポンプ自動車につきましては、平成5年に購入し、登録から26年が経過しておりますことから、車両及びこれに附属する消防ポンプなどの機械器具につきまして、経年劣化による不具合が年々増加している状況でございます。

このような状況を改善し、消防活動能力の向上及び本市における各種災害への的確な対応を図るためには、最新の機械器具を装備した消防ポンプ自動車の導入が必要と考えられ

ますことから、今年度予算に消防ポンプ自動車購入のための費用を計上し、平成31年第1回定例会において議決をいただいているところでございます。

このたび、消防ポンプ自動車購入につきまして、5月16日に予定価格を3,927万2,688円とし、9社による入札を行いました結果、株式会社ハッセイが3,920万4,000円で落札しましたことから、同日付けで同社と仮契約を締結いたしております。

つきましては、同社から消防ポンプ自動車を購入するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第33号議案に対する質疑は、6月20日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第17. 第34号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第17、第34号議案中間市道路線の認定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第34号議案中間市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。
今回、認定をいたします路線は、城丸9号線の1路線でございます。
この路線につきましては、垣生地内の開発行為に伴い、当該道路の帰属を受け、認定するものでございます。

道路の概要といたしましては、幅員6.17メートル、実延長29.62メートルでございます。

以上のとおり、当該路線を市道として認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第34号議案に対する質疑は、6月20日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第18. 第35号議案

日程第19. 第36号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第18、第35号議案及び日程第19、第36号議案の和解することについて

て2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第35号議案和解することについて、提案理由を申し上げます。

市立さくら保育園園児バスと第三当事者車両との間で、昨年8月16日に生じた本件交通事故につきましては、同年10月17日付で損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分を行い、同年12月市議会定例会においてご報告を行っております。

当該交通事故におきましては、園児バスの運転を受託していた株式会社忠助の責めに帰すべき理由により本市にも損害が生じたことから、当該損害の賠償について交渉を重ね、このたび、協議が整いました。

その概要といたしましては、本件交通事故により本市に生じた損害の額について、本市が西日本自動車共済協同組合に支払うべき保険料の差額1万4,440円が少なくとも3年間継続することによる損害4万3,320円とするものでございます。

以上のとおり和解することにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、第36号議案和解することについて、提案理由を申し上げます。

市立さくら保育園公用車と第三当事者車両との間で、昨年9月27日に生じた本件交通事故につきましては、同年12月14日付で損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分を行い、本年3月市議会定例会においてご報告を行っております。

当該交通事故におきましては、公用車の運転を受託していた株式会社忠助の責めに帰すべき理由により本市にも損害が生じたことから、当該損害の賠償について交渉を重ね、このたび、協議が整いました。

その概要といたしましては、本件交通事故により本市に生じた損害の額について、本市が西日本自動車共済協同組合に支払うべき保険料の差額1万5,080円が少なくとも3年間継続することによる損害が4万5,240円、公用車の車両損害と第三当事者による賠償等の差額による損害が6万9,828円、合計11万5,068円とするものでございます。

以上のとおり和解することにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております和解することについて2件に対する質疑は、6月20日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第20. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第20、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において柴田芳信君及び中尾淳子さんを指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時47分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 柴 田 芳 信

議 員 中 尾 淳 子

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員